無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
周波数及び空中線電力	
備　　考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注）　印

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の七　登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

登録局の登録状訂正申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の25の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

２　登録状の訂正に関する事項（注３）

①　登録の番号	
②　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	